

● ● ● 経営情報あれこれ ● ● ●

》 》 》 》 》 》 》 》 》 令和 3 年 12 月号 《 《 《 《 《 《 《 《 《

★令和 4 年税制改正大綱★

12 月 10 日、政権与党（自民党・公明党）の令和 4 年度税制改正大綱が公表され、令和 4 年 3 月の通常国会で可決され、施行される見込みです。

今月は、令和 4 年度税制改正の概要について紹介します。

1、個人所得税

個人所得税に関する改正では、配当課税、住宅ローン控除が主なもので、その概要は次のとおりです。

(1) 配当課税の改正

配当課税の改正は、上場株式等からの配当と子会社等からの配当に関する改正です。

①上場株式等の配当課税の強化（総合課税の範囲拡大）

個人株主の持株比率の計算に、同族会社の持株を含めて計算します。

	改正前	改正後
総合課税の対象	個人株主の持株が、発行済株式総数の 3%以上	株主個人が持株会社の同族株主の場合、株主個人と持株会社の株数の合計が 3%以上

(適用) 令和 5 年 10 月 1 日以後に支払われる配当について適用されます。

②子会社等からの配当についての源泉徴収制度の見直し

次の法人から、内国法人が配当を受ける場合には、事務の簡素化の観点から、配当にかかる源泉徴収が不要となります。

イ、対象となる配当

(イ) 完全子会社からの配当

(ロ) 発行済株式総数の 3 分の 1 以上を保有する関連会社からの配当

ロ、適用

令和 5 年 10 月 1 日以後に支払われる配当について適用されます。

(2) 住宅ローン控除

住宅を借入金でもって取得した場合、借入金の支払利息を補填する住宅ローン控除の制度が次のように変わります。

改正のポイントは、控除率が 1%から 0.7%に引下げられたことです。

	改正前（令和3年）		改正後（令和4年）
対象住宅と借入金限度額	新築	一般住宅 4,000 万円	一般住宅 3,000 万円
			省エネ住宅 4,000 万円
		認定住宅 5,000 万円	ZEH 住宅 4,500 万円 認定住宅 5,000 万円
	中古	一般住宅 2,000 万円	一般住宅 2,000 万円
		認定住宅 2,000 万円	その他住宅 3,000 万円
控除率	1.0%		0.7%
所得金額（限度）	合計所得 3,000 万円以下		合計所得 2,000 万円以下
床面積要件	50 m ² 以上 (所得 1,000 万以下 40 m ²)		50 m ² 以上 (所得 1,000 万以下 40 m ²)
控除期間	認定・中古 10 年一般 13 年		一般・中古 10 年、他 13 年

(注) ZEH 住宅とは、住まいのエネルギー収支をゼロにすることを目指した住宅です。ZEH 住宅には、認定住宅同様、この住宅ローン控除に代え、所得税額の特別控除（控除限度 65 万円）の適用もできます。

(3) 仮想隠蔽又は無申告に係る簿外経費の損金不算入

①改正の内容

帳簿に記載されていない経費等に関しては、税務調査でその存在を事後的に主張しても、所得計算上、費用として認められないようになります。

②適用年度

個人は令和 5 年分、法人は令和 5 年 1 月 1 日以後開始事業年度から適用。

2、資産税

資産税では、住宅取得資金の贈与税の非課税、事業承継税制、相続登記の義務化が主要な改正となります。

(1) 住宅取得資金の贈与税の非課税

直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置が次のように改正されます。

①非課税限度額

イ、良質住宅の場合、令和 3 年の 1,500 万円 ⇨ 令和 4 年は 1,000 万円
ロ、その他住宅 1,000 万円 ⇨ 500 万円

②受贈者の年齢

令和 3 年は 20 歳以上、令和 4 年からは 18 歳以上となります。

(2) 事業承継税制

法人の事業承継税制には、一般事業承継と特例事業承継がありますが、今回

の改正は、特例事業承継に関する改正です。

①改正の内容

特例承認計画の提出期限が、令和5年3月31日から1年延長され令和6年3月31日となります。

②参考

特例事業承継制度（相続税・贈与税の100%が納税猶予）の適用期限は令和9年12月31日までです。この制度に延長はない見込みですので、適用する場合には、準備に時間を要するので、早い判断と対応が望まれます。

（3）相続登記の義務化

相続等により不動産を取得した場合、相続登記をしないで放置する事例が多いことから、次のような措置が新設されました。

①相続登記の義務化

相続又は遺贈により不動産を取得した場合（財産が未分割の場合を含む）には、取得した時から3年以内に、相続登記の申請を管轄法務局に行う必要があります。正当な理由がなく、この義務を怠った場合には、10万円以下の過料が科されます。

②施行日

相続登記の義務化は、既に令和3年4月28日に公布され、そこから3年以内に施行されます。施行日に関しては別途、公表されます。

③施行日以前の未登記不動産

この法律の施行日までに、相続登記がなされていない場合には、施行日から3年以内に相続登記をしない場合には、10万円以下の過料が科されます。

3、消費税

課税売上1000万円以下の免税業者に関し、令和5年10月1日から施行される適格請求書等保存方式（インボイス方式）の適用登録と登録取りやめに関する規定が改正されました。

改正点は、いつでも適用登録ができるようになり、また適用登録を取りやめても2年間は課税事業者になることです。

4、法人税

法人税における改正は、所得拡大促進税制、オープンイノベーション促進税制、地方拠点強化税制、少額減価償却資産の損金算入制度等が主要な項目です。

（1）給与等増加の税額控除と中小企業の所得拡大促進税制

給与等が増加した場合の税額控除制度として①中小法人に適用される所得拡大促進税制と②全ての法人に適用される給与等増加の税額控除制度があります。

①中小法人に適用される所得拡大促進税制

改正点は、雇用者給与及び教育訓練費の増加割合に応じて、税額控除額が最大 25% から 40% に増加します。

	改正前	改正後
適用要件	雇用者給与が 1.5% 増加	変更なし
税額控除	給与増加額の 15%	変更なし
	次のイ及びロを満たせば 10% 加算 イ、雇用者給与が 2.5% 増加 ロ、教育訓練費が 10% 増加 (最大 25% の税額控除)	雇用者給与が 2.5% 増加した場合・・・15% 加算 教育訓練費が 10% 増加した場合・・・10% 加算 (最大 40% の税額控除)
控除限度	法人税額の 20%	変更なし

(適用) 令和 4 年 4 月 1 日開始事業年度から適用されます。

②給与等が増加した場合の税額控除

改正点は、適用要件の変更、税額控除額が最大 20% から 30% に増加。

	改正前	改正後
適用要件	新規雇用者給与が 2% 増加	継続雇用者給与が 3% 増加
税額控除	新規雇用者給与増加額の 15%	雇用者給与増加額の 15%
	教育訓練費が 20% 増加した場合には 5% 増加 (最大 20% の税額控除)	継続雇用者給与が 4% 増加した場合・・・10% 加算 教育訓練費が 20% 増加した場合・・・5% 加算 (最大 30% の税額控除)
控除限度	法人税額の 20%	変更なし

(適用) 令和 4 年 4 月 1 日開始事業年度から適用されます。

(2) オープンイノベーション促進税制

①制度の概要

スタートアップ企業と既存企業との協働によるオープンイノベーションを促進するため、事業会社がスタートアップ企業に投資した場合、その投資額の 25% が損金算入される制度です。

②改正点

改正前は、投資から 5 年以内に、投資により取得した株式を売却した場合には、損金算入額が益金とされていました。改正後は、投資から 3 年以内の売却等に改正され、3 年を超える売却の場合には、益金となりません。また、

スタートアップ企業の要件（設立後 10 年以内）も一部改正されました。

（３）地方拠点強化税制

①制度の概要

この税制は、東京一極集中を是正する観点から、本社機能の全部または一部を地方に移転した場合や地方にある拠点の強化を行う場合、建物等の取得や雇用者の増加数に応じた税制優遇措置を受けることができる制度です。

②改正の概要

特定業務施設の範囲、特別償却（税額控除）の対象となる建物等の範囲、対象雇用者の範囲、認定要件等が改正されました。

（４）少額減価償却資産の損金算入

①制度の概要

少額減価償却資産に関しては、減価償却に関し、次の特例があります。

項目	取得金額	取扱い
少額資産の損金算入制度	10 万円未満	全額が損金算入
一括償却資産	20 万円未満	3 年間均等償却
中小企業者の少額資産特例	30 万円未満	年 300 万円まで損金算入

②改正の概要

法人又は個人事業者が、上記①の少額資産を主要の事業でなく、「貸付の用」に供するために取得した場合には、上記①の特例は適用できず、通常の減価償却を行うこととなります。

なお、資産の貸付が主要な事業（物品賃貸業等）の場合には、従来通り、特例の適用ができます。

（５）その他

- ① 5 G 投資促進税制の改正
- ② 食糧確保の投資促進税制
- ③ グループ通算制度

5、納税環境の整備

納税環境の整備に関しては、①電子取引データ保存の宥恕措置、②財産債務調書制度の見直し、③上場株式の配当所得等の課税方式の選択等が主要な改正です。

（１）電子取引データ保存の宥恕措置

令和 4 年 1 月 1 日から施行予定であった「電子取引データの保存」義務が、2 年間延長され、令和 6 年 1 月 1 日からの施行になりました。

その結果、令和 4 年からは、原則として「電子データ保存」であるが紙出力保存を認め、令和 6 年からは、電子データ保存のみとなります。

(2) 財産債務調書制度の見直し

財産債務調書制度は、所得金額 2 千万以下のものであっても、財産の価額が 10 億円以上ある場合には、財産債務の提出が義務付けられました。

改正の概要は、次のとおりです。

	改正前	改正後
提出義務者	次のいずれにも該当する者 イ、所得金額 2,000 万円超 ロ、財産 3 億円又は金融資産 等 1 億円以上	従来 of 提出義務者に加え、 財産の価額が 10 億円以上の 者
提出期限	翌年 3 月 15 日	翌年 6 月 30 日
期限後提出 の宥恕規定	税務調査等を予知しない期 限後申告は、期限内申告と見 なす	この宥恕規定がなくなり、税 務調査前に提出されない限 り、加算税が重課される。
記載事項	記載が免除されるの家庭用 財産（現金、貴金属等）の金 額は、100 万円未満です。	家庭用動産の記載免除の金 額が 300 万円未満になりま す。

(3) 上場株式の配当所得等の課税方式の選択

①現在の規定

上場株式等の配当所得に係る課税方式に関し、国税である所得税と地方税である住民税の計算において、異なる課税方式を採用することができます。

例えば、所得税では総合課税又は申告分離課税を選択し、住民税では申告不要制度を選択することができます。これにより、所得税では配当控除、税額控除を適用し、住民税では申告不要により所得金額を減らすことができます。

②改正

令和 6 年分より、上場株式の配当所得の課税方式に関し、所得税と住民税の課税方式は同じものが適用されます。

★事務所から★

今年 1 年、経営情報あれこれを御購読いただき、心より感謝申し上げます。来年も引き続き、経営情報あれこれを配信させていただきますので、何卒宜しく願い申し上げます。皆様、良い年をお迎えください。

(公認会計士辻中事務所、税理士法人みらい)